

令和 5 年度



大学院総合人間自然科学研究科（博士課程）

黒潮圏総合科学専攻

履修案内



高 知 大 学

問い合わせ先

高知大学大学院総合人間自然科学研究科
黒潮圏総合科学専攻

〒783-8502 高知県南国市物部乙 200

TEL : 088-864-5217

E-mail : km14@kochi-u.ac.jp

令和5年度 大学院黒潮圏総合科学専攻 学年暦

行 事	期 日
入学式	4月3日(月)
新入生オリエンテーション	4月7日(金)
第1学期(春学期)授業始	4月11日(火)
履修登録提出期限(第1(春)・第2(秋)学期)	4月14日(金)
春季健康診断	4月～5月
学位論文予備審査申請期限(第1期)	4月28日(金)
学位論文提出期限(第1期)	6月15日(木)
夏季休業	8月5日(土)～8月31日(木)
特別授業期間	9月1日(金)～9月30日(土)
学位論文審査結果発表	9月上旬
令和5年度9月修了式・学位記授与式	9月20日(水)
第1学期(春学期)学修進捗状況報告書の提出	9月末
創立記念日	10月1日(日)
第2学期(秋学期)授業始	10月2日(月)
新入生オリエンテーション	10月上旬
秋季入学式	10月10日(火)
履修登録確認期限(第2(秋)学期)	10月中旬
学位論文予備審査申請期限(第2期)	10月31日(火)
学位論文提出期限(第2期)	12月15日(金)
冬季休業	12月27日(水)～1月5日(金)
特別授業期間	2月8日(木)～2月29日(木)
学年末休業	3月1日(金)～3月31日(日)
学位論文審査結果発表	3月上旬
令和5年度修了式・学位記授与式	3月22日(金)
第2学期(秋学期)学修進捗状況報告書の提出	3月末

※学期15回の授業時数を確保するために、下記曜日の振替を実施します。ご注意ください。

月曜日の授業・・・7月18日(火) 金曜日の授業・・・10月31日(火), 1月9日(火)

木曜日の授業・・・11月22日(水)

目次

I. 指導体制、授業科目、成績評価

I-1. 指導体制

- (1) 指導教員 I-p. 1
- (2) 指導教員の役割 I-p. 1

I-2. 授業科目

- (1) 授業科目一覧 I-p. 2
- (2) 科目ナンバリング・コード I-p. 3
- (3) カリキュラムマップ I-p. 5

I-3. 授業概要

- (1) 修了に必要な履修科目単位数 I-p. 6
- (2) 共通科目 I-p. 6
- (3) 海洋資源科学コース専門科目 I-p. 7
- (4) 総合科学コース専門科目 I-p. 9
- (5) 学位論文研究 I-p. 12

I-4. 成績評価等について

- (1) 成績評価 I-p. 13
- (2) 成績異議申し立てシステム I-p. 14

II. 専攻の目的、ポリシー

II-1. 専攻の目的

II-p. 1

II-2. 教育に関するポリシー

- (1) カリキュラムポリシー II-p. 2
- (2) ディプロマポリシー II-p. 3

III. 学位取得

III-1. 修了要件および学位判定・授与

- (1) 修了要件と学位判定・授与の概要 III-p. 1
- (2) 学位判定方針 III-p. 1
- (3) 学位論文に関わる評価基準 III-p. 2

III-2. 不正行為への対応

III-p. 5

III-3. 高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻学位論文 審査等に関する実施要項

III-p. 6

III-4. 「高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻学位論 文審査等に関する実施要項」取扱い申合せ

III-p. 13

IV. 関係規則等

- IV-1. 高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻規則 IV-p. 1
- IV-2. 高知大学大学院総合人間自然科学研究科長期履修学生規則 IV-p. 8
- IV-3. 博士課程黒潮圏総合科学専攻における早期終了に関する申合せ IV-p. 10
- IV-4. 学生本人等の個人情報の取扱いについて IV-p. 12
- IV-5. 気象警報・避難勧告等発表または発令時における授業及び定期試験の取扱い IV-p. 13
- IV-6. 高知大学学術情報リポジトリ運用要項 IV-p. 15

I . 指導体制、授業科目、成績評価

I-1. 指導体制

(1) 指導教員

学生の指導は、学生1人につき主指導教員1人と副指導教員2人以上を配して行う。副指導教員のうち1人は、主指導教員の専門分野とは異なる専門分野の教員をもってあてる。これにより、異なる視点からの指導・助言が得られ、修了後、社会の多方面で幅広い課題に柔軟に対応できる学識と技術を有し、学際的な議論にも参加できる、高度の専門職業人や科学技術者となる能力を身につけることができる。

(2) 指導教員の役割

【主指導教員】

- ・学生と議論し、研究課題を設定する。
- ・各学期の初めに教育研究計画を学生と立案する。
- ・副指導教員と協力し、学位評価基準に沿って黒潮圏セミナーや特別講究、学位論文研究や論文作成などの指導や評価を行う。
- ・そのような指導を通して、学位授与後に高度専門職業人あるいは科学技術者として研究活動や社会への貢献を継続・推進できる能力や技術を学生に修得させる。

【副指導教員（A）：主指導教員と同じ、または近い専門分野】

- ・主指導教員と協力し、学位論文に関わる研究指導を行う。主指導教員が事故等により指導できない場合には、副指導教員（A）は教育研究指導を代行する。

【副指導教員（B）：主指導教員及び副指導教員（A）と異なる専門分野】

- ・各学期末に、学生から研究成果や研究の状況の説明・報告を受け、学生が自分の研究の進め方について客観的に見直し・点検できるように異分野の立場から指導や助言を行う。
- ・教育研究において幅広い視野と豊かな学識を培う配慮がなされているかという観点から、主指導教員及び副指導教員（A）とともに指導方針や方法などの点検や見直しをする。

I-2. 授業科目

(1) 授業科目一覧

科目区分	授業コード	授業科目	教員	授業種別	単位数		履修開始年次	開講学期	※科目ナンバリング	修得条件	備考	修了要件単位数		
					必修	選択								
共通科目	19500	黒潮圏総合科学特論	専任教員	講	1		1	1, 2	93-6000-13		オムニバス	6単位		
	19600	黒潮圏セミナー	各指導教員	演	1		1	1, 2	93-6001-23					
	19700	特別講究	各指導教員	演	1		2	1, 2	93-6002-23					
	19410	黒潮圏科学特別演習	各指導教員	演	2		1(*)	1, 2	93-6010-23		(*)3年間通年			
	19401	科学リテラシー	伊谷 行・道法 浩孝 他	講	1		1	1	93-6011-13					
	19403	社会経済調査特論	新保 輝幸・堀 美菜 他	講	1		1	1, 2	93-6020-13	選択必修	オムニバス	2単位		
	19404	生態環境調査特論	中村 洋平・比嘉 基紀 他	講	1		1	1, 2	93-6021-13		オムニバス			
	19405	物質解析手法特論	難波卓司・山田和彦 他	講	1		1	1, 2	93-6022-13		オムニバス			
19402	未来共創学特論	大島 俊一郎 他	講		1	3	1, 2	93-6030-13		オムニバス				
海洋資源科学コース	19002	海洋生物多様性特論	三浦 収	講	2		1	2	93-6144-13	所属コースから4単位以上修得		6単位以上		
	19041	分子生物学特論	寺本 真紀	講	2		1	2	93-6163-13					
	19042	機器分析特論	山田 和彦	講	2		1	2	93-6161-13					
	19044	地球惑星環境科学特論	西尾 嘉朗	講	2		1	2	93-6141-13					
	19047	天然物生合成特論	ダナ・ウラノバ	講	2		1	2	93-6164-13					
	19048	薬理学特論	難波 卓司	講	2		1	1	93-6160-13					
	19050	鉱物資源地質学特論	浦本 豪一郎	講	2		1	2	93-6165-13					
	19051	生物地球化学特論	奥村 知世	講	2		1	1	93-6166-13					
	19052	環境磁性特論							93-6168-13				本年度開講せず	
	19057	海洋環境変遷学特論	村山 雅史	講	2		1	1	93-6167-13					
	19096	生命情報科学特論	櫻井 哲也	講	2		1	2	93-6162-13					
	19097	水圏ウイルス学特論	長崎 慶三	講	2		1	2	93-6140-13					
	19098	黒潮海洋物理学特論	寄高 博行	講	2		1	1	93-6142-13					
19099	海底資源環境学特論							93-6143-13		本年度開講せず				
19070	海洋資源科学特論	伊谷 行 他	講	2		1	1, 2	93-6169-13		オムニバス				
コース専門科目	総合科学コース	19005	進化生態学特論	平岡 雅規	講	2		1	1	93-6243-13	所属コースから4単位以上修得	6単位以上		
		19006	底生生物学特論	伊谷 行	講	2		1	2	93-6242-13				
		19007	海洋生物資源管理学特論	松田 裕之	講	2		1	2	93-6257-13				
		19008	分子細胞生物学特論	大島 俊一郎	講	2		1	1	93-6260-13				
		19012	海洋圏環境生理学特論	原田 哲夫	講	2		1	2	93-6244-13				
		19013	鯨類学特論	木白 俊哉	講	2		1	1, 2	93-6248-13				
		19019	熱帯土壌生態学特論	田中 壮太	講	2		1	2	93-6245-13				
		19020	地域環境経済論特論	新保 輝幸	講	2		1	1	93-6250-13				
		19022	黒潮圏開発経済論特論	久保田 賢 他	講	2		1	1, 2	93-6256-13				
		19023	地域農林経済論特論	飯國 芳明	講	2		1	1	93-6252-13				
		19033	健康栄養科学特論	久保田 賢	講	2		1	1	93-6262-13				
		19043	黒潮圏水産開発論特論	堀 美菜	講	2		1	1	93-6251-13				
		19045	植生景観学特論	比嘉 基紀	講	2		1	1	93-6241-13				
		19053	黒潮圏環境史特論	赤池 慎吾	講	2		1	2	93-6253-13				
		19054	環境倫理学特論							93-6254-13				本年度開講せず
		19055	地域地理学特論	佐竹 泰和	講	2		1	1	93-6255-13				
		19056	体力科学特論	幸 篤武	講	2		1	1	93-6263-13				
		19060	科学技術教育特論	道法 浩孝	講	2		1	1	93-6264-13				
		19058	魚類生態学特論	中村 洋平	講	2		1	2	93-6240-13				
19059	植物遺伝資源学特論	阪田 光和	講	2		1	2	93-6246-13						
19092	生活環境健康安全科学特論	溝渕 俊二	講	2		1	2	93-6261-13						
19095	黒潮圏理論生物学特論	加藤 元海	講	2		1	2	93-6247-13						
19071	総合科学特論	伊谷 行 他	講	2		1	1, 2	93-6265-13		オムニバス				
合計											14単位以上			

(2) 科目ナンバリング・コード

授業科目のレベルや科目相互の関連性を示すために適切な番号を付して分類したものを「科目ナンバリング」といいます。履修登録時等にカリキュラムを体系的に理解し、学習の段階や順序を把握する手段として活用してください。

科目ナンバリング・ コード：	【区分A】		【区分B】				【区分C】	
	学部等	学科等	レベル	大分類	中分類	小分類	授業 形態	言語

【区分A】

学部等	コード	学科等	コード
総合人間自然科学研究科	9	黒潮圏総合科学専攻	3

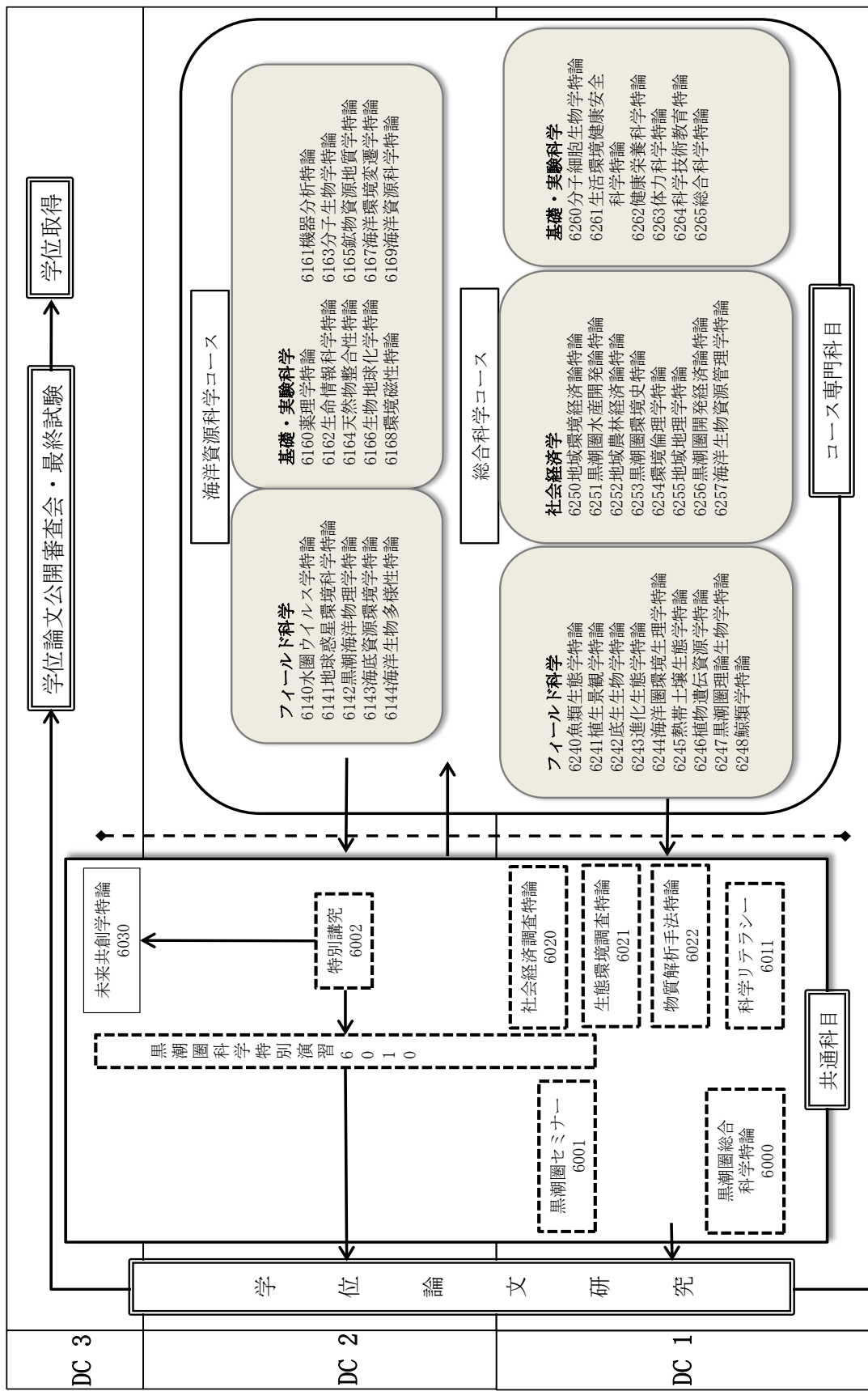
【区分B】

レベル		コード	大分類	コード	中分類	コード	小分類	
共通教育	初年次科目、教養科目、日本語・日本事情に関する科目	0	専攻共通科目	0	文理融合科目	0	科目ごとの通番	
	共通専門科目（基礎科目、キャリア形成支援科目）	1	海洋資源科学コース科目	1	専門性科目	1		
専門教育	概論、方法論	2	/	総合科学コース科目	2	分野横断性科目		2
	特論、特講、各論	3		未来共創性科目	3			
	卒業論文、研究	4		フィールド科目	4			
大学院	大学院（修士）科目	5		社会経済学科目	5			
	大学院（博士）科目	6		基礎・実験科学科目	6			

【区分C】

授業形態	コード	言語	コード
講義（学部）（院－開放科目）	1	日本語	1
演習（学部）（院－開放科目）	2	英語	2
実験（学部）（院－開放科目）	3	日本語及び英語	3
実習（学部）（院－開放科目）	4	英語以外の外国語	4
実技（学部）（院－開放科目）	5	その他	5
講義（院－非開放科目）	6	/	
演習（院－非開放科目）	7		
実験（院－非開放科目）	8		
実習（院－非開放科目）	9		
実技（院－非開放科目）	0		

(3) カリキュラムマップ



科目区分 必須科目

I-3. 授業概要

(1) 修了に必要な履修科目単位数

必修科目・単位数	選択科目 履修単位数	合計
黒潮圏総合科学特論 1 単位	6 単位以上 (所属コースから 4 単位以上)	14 単位以上
黒潮圏セミナー 1 単位		
特別講究 1 単位		
黒潮圏科学特別演習 2 単位		
科学リテラシー 1 単位		
社会経済調査特論 1 単位		
生態環境調査特論 1 単位		
物質解析手法特論 1 単位		
小計 8 単位		

(2) 共通科目

1. 必修科目

授業科目	内容
<u>黒潮圏総合科学特論</u> (授業コード：19500)	さまざまな分野の教員によるオムニバス形式の講義であり、黒潮圏の広域的問題についての幅広い知識と考え方を身につける。
<u>黒潮圏セミナー</u> (授業コード：19600)	修士課程での研究内容などの発表を通して、プレゼンテーション・ディベート能力を養う。異分野の研究者に理解してもらえるような表現力を修得するとともに、異分野の研究発表に対して議論に参加できる能力を身につける。国際性の観点から、できるだけ英文で資料を準備し、外国人留学生などを交えた英語討論を積極的に行う（歴史学など英語の使用が難しい分野は、その限りではない。指導教員の指示に従うこと）
<u>特別講究</u> (授業コード：19700)	研究の進捗状況の発表や討論を通して、文献を整理し、研究の方向性を明確にするとともに、プレゼンテーション・ディベート能力を養う。国際性の観点から、英文資料を準備し、外国人留学生などを交えた英語による討論も行う（歴史学など英語の使用が難しい分野は、その限りではない。指導教員の指示に従うこと）。
<u>黒潮圏科学特別演習</u> (授業コード：19410)	研究者としての作法・手法やスキルの修得を目的として、研究計画の策定と発表や学期毎の学習進捗状況の整理と報告、中間発表の振り返りなどを包括する科目である。
<u>科学リテラシー</u> (授業コード：19401)	専門性の入口として、研究倫理や情報セキュリティー、適切な統計手法によるデータ解析の重要性と科学的根拠に基づく社会への情報発信の意義を学ぶ。

2. 選択必修科目

授業科目	内容
社会経済調査特論 (授業コード：19403)	地域社会による自然・環境資源の保全や持続的利用の事例に関する学習やフィールドワーク、社会調査等の基礎的事項の修得などを行う。
生態環境調査特論 (授業コード：19404)	高知県の沿岸域、農地や森林をフィールドとして、海洋や陸域におけるフィールド科学の基礎的手法を修得する。
物質解析手法特論 (授業コード：19405)	高知県の天然資源や農林水産物を試料として、機器を用いた分析・解析プロセスの概要を学び、実験プロトコル作成手法などの基礎・実験科学の基礎を修得する。

3. 選択科目

授業科目	内容
未来共創学特論 (授業コード：19402)	社会と企業の思考やニーズを学ぶことにより、地域住民や政府、企業のような多様なステークホルダーが複雑に絡み合う実社会において、資源利用の適正化や環境保全を図りつつ、地域社会・経済の発展に貢献するための方策を学生が主体的に探求する。

(3) 海洋資源科学コース専門科目

黒潮沿岸から深海底に広がる未利用の（微）生物資源や海底鉱物・エネルギー資源の探査、成因や機能の探求、有効利用、さらに環境保全や法律の知識をもち合わせた「黒潮圏海洋資源科学」の高度専門職業人を育成する。

授業科目 教員	内容
海洋生物多様性特論 三浦 収 (授業コード：19002)	黒潮圏が流れる海域には多様な生物が分布している。それらの生物がどのように進化してきたのかを紐解くには、系統学的な理解が不可欠である。本特論では、分子遺伝学的情報に基づく系統解析について、黒潮圏に生息している生物を例にして概説する。授業内容の理解には、進化生態学及び分子遺伝学の事前知識が必要であるため、受講希望者は登録前に必ず連絡すること。
分子生物学特論 寺本 真紀 (授業コード：19041)	分子生物学の分野で研究するのに、様々な手法をその基礎原理の理解なしに使うことができってしまう。この授業では、よく使うこれまでの手法の基礎原理について確認・理解し、さらに最新の手法の基礎原理についても学ぶ。これら手法として、遺伝子クローニング・遺伝子発現解析・遺伝子機能解析に必要な手法を取り扱う。受講者は最新の手法を調査し、この中から最低1つの手法を選び、選んだ手法について原理を含め他の受講者に向けて説明・発表することが要求される。
機器分析特論 山田 和彦 (授業コード：19042)	本講義では、核磁気共鳴（NMR）法、磁気共鳴画像（MRI）法、X線回折法、質量分析法、電子顕微鏡などの分析機器の基礎原理を解説し、理学、農学、医学の研究分野における様々なマクロ現象（物性）を分子レベルで解析できる研究事例（機器分析）を紹介する。

<p><u>地球惑星環境科学特論</u> 西尾 嘉朗 (授業コード：19044)</p>	<p>豊かで持続可能な社会を実現する上で「自然」との共生は私達の大きな課題です。本講義では、特に黒潮圏の話題を中心に、「自然の恵み（水・鉱物・エネルギー等の資源）」を利活用し、「災い（地震・火山等の災害）」の被害を減らす上で必要となる地球惑星環境科学の知識を基礎から解説する。</p>
<p><u>天然物生合成特論</u> ダナ・ウラノバ (授業コード：19047)</p>	<p>植物・微生物・海洋生物由来天然物は、医学上有用な生理活性物質の重要な資源である。天然物生合成についての詳細な知識は、化合物の生理活性の向上、新規天然物の発見のためには、不可欠である。本特論では、海洋由来天然物を中心にして、主な天然物群の生合成について解説する。また、天然物資源の開発のため、生合成遺伝子の発見と改変技術についても論じる。</p>
<p><u>薬理学特論</u> 難波 卓司 (授業コード：19048)</p>	<p>アスピリンやペニシリンなどに代表される医薬品の薬理作用の発現機構について細胞レベルでの効果と個体レベルでの効果について解説する。また、新薬の開発状況についても最新の研究成果を踏まえつつ解説する。</p>
<p><u>鉱物資源地質学特論</u> 浦本 豪一郎 (授業コード：19050)</p>	<p>深海底に広く分布する金属鉱物資源は、地球上で巻き起こる物理、化学、生物学的なプロセス、ならびに各プロセスと地質学的な時間スケールでの環境変動との関わりの中で生成してきた。本講義では、地球誕生以降の鉱物資源の生成・存続に関わる生物進化や環境変遷などの地球の仕組みを論じる。</p>
<p><u>生物地球化学特論</u> 奥村 知世 (授業コード：19051)</p>	<p>生命溢れる地球では、様々なスケールで生物活動と環境の相互作用が生じている。本講義では、炭素・酸素・硫黄・窒素などの物質循環に着目をし、地球の歴史を通じた生物地球化学プロセスを幅広く学び、地球システムの統合的理解を目指す。</p>
<p><u>海洋環境変遷学特論</u> 村山 雅史 (授業コード：19057)</p>	<p>海洋コア試料に含まれる微化石や微生物の同位体地球化学的な分析データに基づき、現在までの海洋環境の変遷を明らかにし、将来の環境予測に役立てる。</p>
<p><u>生命情報科学特論</u> 櫻井 哲也 (授業コード：19096)</p>	<p>生命情報科学（バイオインフォマティクス）は、主にコンピュータを用いて膨大な生命情報を統合的に解析することで生命現象の理解を目指す研究分野である。本講義では、遺伝子やタンパク質の機能予測、系統間DNA多型の探索手法をはじめ、ゲノム、トランスクリプトームなどの網羅的データの解析手法の説明、統計学的手法等の数学的な側面を含む解析結果の合理的な捉え方について解説する。</p>
<p><u>水圏ウイルス学特論</u> 長崎 慶三 (授業コード：19097)</p>	<p>水圏環境中における最小の生物因子は「ウイルス」である。海洋には10の30乗個という天文学的な量のウイルス粒子が存在すると考えられており、ウイルスが海洋生態系でどのような役割を果たしているかに全世界の科学者の熱い注目が寄せられている。本講義では、水圏ウイルスの多様性と機能・役割について実例を挙げながら分かり易く解説し、ウイルスの存在意義を考察する。</p>
<p><u>黒潮海洋物理学特論</u> 寄高 博行 (授業コード：19098)</p>	<p>北太平洋亜熱帯循環の西岸境界流である黒潮は、北太平洋の広域の風系によって駆動されている。黒潮の変動の様子や、黒潮が沿岸域の海況に及ぼす影響を解説する。</p>

(4) 総合科学コース専門科目

東南アジアから東アジアに及ぶ広範な国々や地域、海域における資源・環境・社会・健康医科学・食と看護に関連するさまざまな専門分野を統合し、解決すべき問題を俯瞰して、総合的・学際的な「黒潮圏科学」として教育することを主たる理念とし、次の各号に掲げる人材を育成することを目的とする。

- ・海および陸の双方を含む沿岸域の生態系、地域社会や地域創生に関連する各分野に関する高度な専門知識を持つとともに、異分野の知識・視点をも兼ね備えた研究者及び教育者
- ・黒潮圏科学という新しい概念を身につけ、幅広い知識と国際的な視野を持った新しいタイプの研究者及び教育者
- ・黒潮圏科学に基礎を置き、幅広い知識と国際的な視野を持つとともに、国内外の産業・経済の発展、環境保全又は資源管理に貢献できる人材

授業科目 教員	内容
<p><u>進化生態学特論</u> 平岡 雅規 (授業コード：19005)</p>	<p>干潟、藻場、岩礁などの沿岸海域で重要な生物生産を担っている藻類を題材に、系統進化と生態について最新の研究成果に基づいて解説する。藻類は光合成細菌とアメーバ様生物の共生によって生成してきたとされており、多種多様な分類群を含んでいる。これら多様な分類群の形態、生理特性、生活史を紹介し、生物の多様性について学ぶ。さらに、それぞれの分類群がどのように環境と関わっているかを論じ、水産業や環境保全についても理解を深める。</p>
<p><u>底生生物学特論</u> 伊谷 行 (授業コード：19006)</p>	<p>海産底生生物の種の多様性を認識し、その生態学的機能を理解することを目的とする。底生生物の系統分類学、海底環境への適応、種間関係、干潟域の群集生態学などの話題を扱う。</p>
<p><u>海洋生物資源管理学特論</u> 松田 裕之 (授業コード：19007)</p>	<p>海洋生物資源管理の問題は、1994年に国連海洋法条約が発効してからグローバルな性格が増大し、人口密集地域を抱える東南アジアから東アジアで特に関心が高いが、効果的な資源管理が行われている例は極めて少ない。本特論では、数理生物学、群集生態学及び個体群生態学の理論を中心に、不確実性の高い水産資源の科学的管理を行う基礎学としての水産資源動態学と、その周辺の問題を系統的に教育研究する。対象生物群の生態的形質を数理生物学的手法により分析し、ワシントン条約の絶滅危惧種判定基準の問題や、漁業者と環境団体等を含めた合意形成について論じる。</p>
<p><u>分子細胞生物学特論</u> 大島 俊一郎 (授業コード：19008)</p>	<p>黒潮圏に生息する生物を実験動物として用い、細胞間ならびに細胞内情報伝達システムの解析を行うことを目的とする。遺伝子情報が既知のウイルスを実験動物に感染させた後に、ウイルスの遺伝子産物の動態を調べることにより、生体内の各種細胞群の時間的動態変化とともに、細胞群間の情報伝達システムの解析を分子生物学的ならびに免疫学的手法を用いて行う。また、同様に各種培養細胞を用いて、ウイルス感染後のウイルス遺伝子産物の動態を調べることにより、細胞内の各種情報伝達システムの解析も同時に進めて行く。これらの実験により得られた情報を総合的に理解し、細胞間ならびに細胞内の情報伝達の仕組みを体系化することにより、資源生物のもつ各種機能を明らかにする。</p>

<p><u>海洋圏環境生理学特論</u> 原田 哲夫 (授業コード：19012)</p>	<p>海洋に流れ込む陸水を含み、海洋圏ではヒトを含む様々な動物が、様々なレベルの物理的、物質的、生物学的な相互作用を展開し、生態系を形作っている。そこには、地球や月の自転・公転によって生み出される環境の周期的変動がその生態系に多大な影響を及ぼし空間的・時間的な生命活動の環境への適応が見られる。本講義では、海洋圏という地球規模の動的水圏の中で、陸上や陸水を含み、そこで生命活動を営むヒトを含めた動物達が周期的変動を含む環境因子（人工的環境も含む）や同所的に存在する他の動植物からどのような影響を受け、個体の行動や生殖などの生理機能を形作り、生活史を制御しているのかを生理学及び生理・生態学的視点から論ずる。</p>
<p><u>鯨類学特論</u> 木白 俊哉（連携大学院） (授業コード：19013)</p>	<p>鯨類は黒潮とともに高知を象徴する存在である。土佐湾海域には鯨類を頂点とした生態系が形成されており、鯨類は他の生物群集と相互に関係しつつ、土佐湾・黒潮生態系に大きく関与している。 本特論では、まず鯨類の資源生態全般について、分類、分布、生活史、資源管理などに関する理解を深める。次に、土佐湾に來遊する沿岸性のニタリクジラやイルカ類を主体に、具体的な調査解析事例の紹介を通して、その生態的特性と、沿岸・黒潮生態系における人と鯨類の共存と持続的利用の在り方について考察する。</p>
<p><u>熱帯土壌生態学特論</u> 田中 壮太 (授業コード：19019)</p>	<p>21世紀の環境問題や食糧問題を考える上で、森林や農耕地の植物生産力を支えている土壌の持続的利用は必要不可欠である。しかし、黒潮の源である東アジア熱帯・亜熱帯圏では、人口増加や開発により土壌環境の悪化が極めて深刻な問題となっている。熱帯土壌は一般に脆弱であるとされているが、低湿地から高山まで様々な土壌が分布し、多種多様な地域住民の生活を支えている。本講義では、熱帯土壌生態系について、土壌生成過程や系内の物質循環を土壌化学、土壌微生物学的側面から解説する。さらに地域住民の生活と土壌環境保全の共生について議論する。</p>
<p><u>地域環境経済論特論</u> 新保 輝幸 (授業コード：19020)</p>	<p>黒潮圏のさまざまな地域環境問題とそれに対する政策的対応について、ミクロ経済学や公共経済学の枠組みに基づくモデルを用いて、理論的かつ実証的に究明する。特に、沿岸域のさまざまな経済主体間の利用調整という視点を重視する。また、その過程で、理論モデルの妥当性の検討、モデルを活用したシミュレーションや予測、環境の価値の経済評価といった計量経済学的手法に基づくさまざまな実証研究の方法について検討する。</p>
<p><u>地域農林経済論特論</u> 飯國 芳明 (授業コード：19023)</p>	<p>自然と人の関係の回復を射程に入れた農山村地域の蘇生シナリオを提示する。そもそも農山村地域を維持しなければならない根拠は何かを検討するとともに、地域が内発的に発展するための条件を応用ミクロ経済学の視点から解明する。域内の基幹産業である農林業を再生するための戦略や政策のあり方だけでなく、ボランティア・セクターが負うべき役割や育成過程についても合わせて整理し、実践的な解決策を模索する。</p>
<p><u>健康栄養科学特論</u> 久保田 賢 (授業コード：19033)</p>	<p>地球上に生息するあらゆる生物と同様に、生命活動を維持するためにはヒトも何らかの栄養を取り続ける必要がある。栄養は、単に身体を形作り動かす営みとしてではなく、歴史、文化、社会活動などに対しても双方向の影響を及ぼしている。本講義では、ヒトの進化の中で形成されてきた身体の代謝機能について概説するとともに、国民の健康維持・増進に関わる公衆栄養活動の現状とそこのかかわりについて概説する。</p>

<p><u>黒潮圏水産開発論特論</u> 堀 美菜 (授業コード：19043)</p>	<p>黒潮圏における持続可能な水産資源の利用へ向けて、資源管理、漁業管理、水産物流通、漁村観光などの社会経済学的な側面から、各地域における課題と取り組みについて具体的な事例を用いて論ずる。また世界的な情勢を踏まえながら、黒潮圏における水産資源管理のあり方を模索する。</p>
<p><u>植生景観学特論</u> 比嘉 基紀 (授業コード：19045)</p>	<p>植物の分布には広域スケールでは気候影響し、より局所的には地形や地質・人間活動が影響する。本講義では、黒潮圏における植生の分布特性と動態および人間活動に起因する植生景観の変遷について解説する。更に、人間活動が拡大する社会においてどのように植生景観を保全していくかについて考察する。</p>
<p><u>黒潮圏環境史特論</u> 赤池 慎吾 (授業コード：19053)</p>	<p>日本人は古くから自然環境の恵みを「山川藪澤之利」と捉えてきた。この講義では、人間がどのように自然環境と関わってきたのかを歴史的な視点で学んでいきます。一次資料や民具、映像資料等を活用して、高知県や台湾を中心に様々な地域事例を学びます。 本講義を通して、①法律・制度・技術等と関連させ、環境の「保全」と「利用」の歴史的変遷を説明することができる、②環境と人々の暮らしとの関係を具体的な事例をあげて説明することができる、③歴史資料の検索方法を理解し、資料の特性を説明することができる、ことを目指します。</p>
<p><u>地域地理学特論</u> 佐竹 泰和 (授業コード：19055)</p>	<p>地域地理学（地誌学）では、地域は自然と人間の相互作用によって形成され、その関係に依拠して常に変化するものとみなすことができる。本授業では、地域概念およびその構成要素を体系的に学び、それらを踏まえて地域の変化を考察することを目的とする。具体的には、地域を構成する要素である自然、経済、交通などを学び、それらの相互作用について主に黒潮圏に位置する地域を例に理解を深める。</p>
<p><u>体力科学特論</u> 幸 篤武 (授業コード：19056)</p>	<p>体力は生活習慣病の予防や介護予防を考える上で重要な要素である。講義では体力科学の成り立ちから変遷について、体力の構成要素について、体力に影響を及ぼす身体活動について、また子どもや高齢者における体力評価の意義について概説し理解を深めるとともに、現実の体力と関連した諸問題に対するアプローチ方法についても取り扱う。</p>
<p><u>科学技術教育特論</u> 道法 浩孝 (授業コード：19060)</p>	<p>現代社会において、科学を基盤とする技術は我々の生活を支え、豊かにする上で重要な役割を果たしている。本講義では、科学と技術の関連性及び両者を融合した教育の意義を、電気工学、情報科学及びものづくりに関する具体的な内容を抽出し、学術的内容、教材開発の視点から考察を行う。</p>
<p><u>魚類生態学特論</u> 中村 洋平 (授業コード：19058)</p>	<p>沿岸域における持続的かつ安定的な生物生産機構を知るために、高い魚類生産性を有するサンゴ礁とその周辺生態系に注目して魚類の生息場利用やその分布を決定する諸要因について解説する。また、これらの生態系における魚類資源減少の現状や生態系管理で生じる諸問題についても論じる。</p>
<p><u>植物遺伝資源学特論</u> 阪田 光和 (授業コード：19059)</p>	<p>黒潮圏では、海洋の生物資源を含め、多くの豊かな資源を有している。本特論では、黒潮圏の環境資源、特に植物遺伝資源について現状と問題点、重要性について論ずる。また、遺伝資源の探索法、解析法について遺伝学的な解析方法を中心に解説を行い、具体例を最新の研究成果や応用利用例を挙げて紹介する。</p>

<u>生活環境健康安全科学特論</u> 溝渕 俊二 (授業コード：19092)	ヌズ成分や黒酵母由来β-グルカンなどの高知県産機能性素材に対する研究の方法や研究結果の解析方法およびその解釈について教授する。
<u>黒潮圏理論生物学特論</u> 加藤 元海 (授業コード：19095)	黒潮圏は、山から川、そして海の生態系がつながって構成されている。本講義では、主に動物の生態を中心に、それぞれの生態系における理論的な研究を取り上げる。さらに、理論的な研究がそれぞれの系の中の相互作用や生態系の保全にどのように応用できるか考察する。

(5) 学位論文研究（課程修了要件、単位なし）

学位論文作成のための一連の研究であり、主および副指導教員の指導の下に行う。専門分野に関わる高度な知識や技術を習得し、強い探求心を養う。学位論文の審査を受けるためには、学術誌への投稿論文の掲載や国際会議等での発表が要件とされる（Ⅲ.「学位取得」に掲載されている、学位論文審査等に関する実施要項やその取扱い申合せを参照すること）。また、学位論文は、この履修案内の III-1.（2）に掲げる学位授与方針、（3）に掲げる評価基準で審査されるので、熟読し、十分に理解しなければならない。

I-4. 成績評価等について

(1) 成績評価

授業科目の成績は、100点満点で評価され、60点以上が合格となり単位が与えられます。成績評価基準は以下の表のとおりです。成績評価の方法は、授業科目によって異なりますので、シラバスの「成績評価の方法」で確認してください。

なお、履修登録科目全てが成績評価の対象となり、所定の期間内に履修登録の取消手続きが行われていなければ成績評価は行われます。

合否	評語	評点	基準
合格	秀	90点～100点	到達目標に示した知識・技能・考え方などを理解・把握し、標準的に達成している水準をはるかに上回る成績
	優	80点～89点	到達目標に示した知識・技能・考え方などを理解・把握し、標準的に達成している水準を上回る成績
	良	70点～79点	到達目標に示した知識・技能・考え方などを理解・把握し、所定の課題について活用していると判定でき、標準的に達成している水準程度の成績
	可	60点～69点	標準的に達成している水準を下回るが到達目標に示した知識・技能・考え方などを理解・把握していると判定できる成績
不合格	不可	59点以下	到達目標に示した知識・技能・考え方などが理解・把握できておらず、単位修得にふさわしくないと判定できる成績

(2) 黒潮圏総合科学専攻 成績異議申し立てシステムについて

令和元年 11 月 27 日
黒潮圏総合科学専攻会議決定
令和 3 年 12 月 7 日一部改正

黒潮圏総合科学専攻開講科目の成績に関する異議申し立てについては以下のように取り扱う。

1. 学生は、成績評価について不服がある場合、またはシラバスや授業等を通じて周知された到達目標や成績評価基準から逸脱した成績判定であると思われる場合は、専攻指定の様式に必要な事項を記入の上、異議を申し立てることができる。

異議申し立てに関しては、特に以下の点に注意する。

- ・ 授業担当者が設定する到達目標や成績評価基準に不服を述べることはできない。

2. 書類は物部総務課学務室学務事務担当（以下事務担当）に提出する。書類の提出は、原則、成績公表後 5 日以内（ただし土日祝日を除く。以下同様）に行うこととする。
3. 学生から異議申し立てが行われた場合、以下の 3 名からなる調査委員会を設置する。
委員長：教務委員長（教務委員長が授業担当者である場合は専攻長が委員長を指名）
委員：教務委員会委員 2 名
（ただし委員となる教員は授業担当教員以外の教員で、教務委員長が指名する。もし教務委員長が授業担当者である場合は専攻長が指名する。）
4. 調査委員会は調査等を行い、回答書を作成する。回答書を作成後、専攻長に報告・確認の後、回答書を確定する。
5. 回答書の内容を授業担当教員に伝えるとともに、回答書をもって学生に通知する。通知は異議申し立てが行われてから原則として 7 日以内に行うものとする。
6. 回答により成績評価の訂正が生じた場合、授業担当教員は直ちに成績訂正願いを事務担当に提出する。
7. 異議申し立てが修了に関係する事案であり、修了判定等の日程の関係で上記の日程で対応できない場合は、別途日程を設定し、当該学生に通知する。
8. その他、成績異議申し立てに関する事項については、教務委員会において協議する。

Ⅱ. 専攻の目的、ポリシー

II-1. 専攻の目的

専攻は、東南アジアから東アジアに及ぶ広範な国々や地域、海域（以下「黒潮圏」という。）における資源・環境・社会・健康医科学・食と看護に関連するさまざまな専門分野を統合し、解決すべき問題を俯瞰して、総合的・学際的な「黒潮圏科学」として教育することを主たる理念とし、次の各号に掲げる人材を育成することを目的とする。

- ・それぞれの分野に関する高度な専門知識を持つとともに、異分野の知識・視点をも兼ね備えた研究者及び教育者
- ・黒潮圏科学という新しい概念を身につけ、幅広い知識と国際的な視野を持った新しいタイプの研究者及び教育者
- ・黒潮圏科学に基礎を置き、幅広い知識と国際的な視野を持つとともに、国内外の産業・経済の発展、環境保全又は資源管理に貢献できる人材

II-2. 教育に関するポリシー

(1) カリキュラムポリシー

【教育内容】

カリキュラムは、専門的知識・技術を習得するための選択科目群と幅広い学際的・国際的視野、科学に対する態度および未来創造の考え方を身につけるための科目群から構成されている。

[知識・理解]

(黒潮圏総合科学専攻)

選択科目により、海洋資源科学または総合科学に関連する高度で最先端の知識を修得させる。

(海洋資源科学コース)

選択科目により、海底資源科学および海洋生命科学に関連する高度で最先端の知識を修得させる。

(総合科学コース)

選択科目により、人文・社会科学や自然科学に関連する高度で最先端の知識を修得させる。

[思考・判断]

専攻共通科目として「黒潮圏科学特別演習」を必修科目として配置し、研究計画の策定と発表や学期毎の学習進捗状況の整理と報告、中間発表の振り返りなどを包括させ、学位研究と通じた思考および判断能力向上を図る。

[関心・意欲]

専攻共通科目として「黒潮圏総合科学特論」および「未来共創学特論」を配置し、異分野連携や創造的発想に関心を持たせ、専門領域における課題解決に応用する意欲を持たせる。

[態度]

必修科目「科学リテラシー」の受講により、研究者としての科学への態度を育む。

[技能・表現]

研究計画発表にあたる「黒潮圏セミナー」および中間発表にあたる「特別講究」を必修とし、自らの研究に関わる発表を通じて、他分野の研究者を含む他者とのコミュニケーション能力を育成する。

【教育方法】

[科目履修]

高度な専門的知識を修得するとともに、論理的思考や表現力を涵養するために、講義科目、演習形式の授業を行う。

[研修指導]

学生1人につき主指導教員1人と副指導教員2人以上を配して行う。副指導教員のうち1人は、他コースの教員をもってあてる。1年間の研究計画に基づいて学期毎にその進捗状況を把握し、研究指導を行う。

【教育評価】

[学修評価]

学修の評価にあたっては、本学が定める成績評価基準に基づいて評価を行う。各科目の学修成果は、授業科目の到達目標の達成度をシラバスに記載されている評価方法によって、筆記試験、レポート、発表、授業への参加度、演習・実験成果等で評価を行う。

博士論文の評価について、本専攻の学位論文審査に関わる評価基準に基づいて評価を行う。所定の単位を修得するとともに、博士論文を提出し、その審査（課題設定、先行研究の検討、適切な研究方法、独創性、研究倫理の履行等の観点からの評価）・試験（筆記あるいは口述）に合格した者に学位（学術）を授与する。

[カリキュラム評価]

学生の学修成果、専門領域の研究動向や学期毎の進捗状況報告書、学外からの評価、意見を参照しつつ、カリキュラム評価を実施し、改善を行う。

(2) ディプロマポリシー

専攻は、東南アジアから東アジアに及ぶ広範な国々や地域、海域（以下「黒潮圏」という。）における資源・環境・社会・健康医科学・食と看護に関連するさまざまな専門分野を統合し、解決すべき問題を俯瞰して、総合的・学際的な「黒潮圏科学」として教育することを主たる理念とし、次の各号に掲げる人材を育成することを目的とする。

- ・それぞれの分野に関する高度な専門知識を持つとともに、異分野の知識・視点をも兼ね備えた研究者及び教育者
- ・黒潮圏科学という新しい概念を身につけ、幅広い知識と国際的な視野を持った新しいタイプの研究者及び教育者
- ・黒潮圏科学に基礎を置き、幅広い知識と国際的な視野を持つとともに、国内外の産業・経済の発展、環境保全又は資源管理に貢献できる人材

【知識・理解】

(黒潮圏総合科学専攻)

学位研究の対象である専門分野に関する高度な専門知識と技術を持つとともに、異分野の学問領域の知識・視点をも兼ね備えている。

(海洋資源科学コース)

海底資源や海洋生命に関する海洋資源科学における各専門領域に関する高度で最先端の知識と技術を習得している。また、異分野の学問領域の知識・視点を修得している。

(総合科学コース)

学位論文に関係する人文・社会科学や自然科学の各専門分野に関する高度な専門知識と技術を持つとともに、異分野の知識・視点をも兼ね備えている。

【思考・判断】

(黒潮圏総合科学専攻)

地球規模あるいは地域内における社会の持続的発展や資源・環境の持続的利用・保全に関する課題に取り組み、論理的考察により、有効な対策や結論を導き出すことができる。

(海洋資源科学コース)

海底資源・環境の持続的利用・保全への貢献に主眼を置き、学際的・国際的視野から課題に取り組み、論理的考察により、有効な対策や結論を導き出すことができる。

(総合科学コース)

社会の持続的発展への貢献に主眼を置き、学際的・国際的視野から課題に取り組み、論理的考察により、有効な対策や結論を導き出すことができる。

【関心・意欲】

(黒潮圏総合科学専攻)

専門領域における課題解決に対して関心を持ち、強い探究心により自己の知識や技能を駆使する意欲を示し、高い協調性と倫理性をもって自律的・継続的に行動する。

(海洋資源科学コース)

海洋資源科学に関連する課題の解決にあたり、強い探究心をもち研究や技術開発を遂行する意欲を有する。また、環境や法律などの総合的な資源管理の視野からの関心を有し社会に貢献できる。

(総合科学コース)

自然環境と調和のとれた持続型社会を確立するため、自己の知識や技能を駆使し、高い協調性と倫理性をもって自律的・継続的に行動することができる。

【態度】

高い倫理意識のもとに、自発的かつ積極的に、自らの培った高度な専門知識を社会のために活かそうとする態度を有する。

【技能・表現】

論理的な思考・判断のプロセスとその結果を説明するための高度なプレゼンテーション能力と豊かなコミュニケーション能力を有している。

【統合・働きかけ】

身につけた高度な専門的知識・技能や考え方を統合し、学位論文を作成することで、その成果を広く社会へ発信できる。

Ⅲ. 学位取得

III-1. 修了要件および学位判定・授与

(1) 修了要件と学位判定・授与の概要

1. 博士課程修了によるもの（課程博士）

本研究科博士課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文及び必要な書類を専攻長に提出し、審査委員会による審査及び最終試験に合格したものに学位を授与する。

2. 学位論文提出によるもの（論文博士）

上記のほか、博士の学位は、学位論文及び必要な書類を大学長に提出し、審査委員会による審査及び最終試験に合格し、かつ、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することができるものとする。

3. 学位判定・授与の概要

授与する学位は博士（学術）とする。提出された学位論文は、次に掲げる（2）学位授与方針および（3）学位評価基準に基づき、審査委員会が審査を行い、専攻会議で合否を判定する。したがって、学生は、学位論文の作成や公開審査会の発表に際しては、学位授与方針や評価基準を熟読し十分に理解した上で、指導教員とも十分に議論しながら、作業を進める必要がある。

なお、学位論文提出に関わる具体的な手続きや、提出後の論文の修正などについては、本履修案内のIV. 関係規則等に掲載されている、学位論文審査などに関する実施要項やその取扱い申合せを参照すること。

(2) 学位授与方針

1. 課程博士

高知大学大学院総合人間自然科学研究科の定める在学期間を満たし、黒潮圏総合科学専攻のカリキュラムポリシーにより配置された科目群から所定の単位を修得し、専攻の理念や目的に沿った研究指導を受け、かつ所定年限内に専攻が行う学位論文の審査及び試験に合格し、課程を修了するものに学位を授与する。学位論文審査及び試験をとおして、専攻のディプロマポリシーを満たす能力や学識を身につけていることを確認する。

2. 論文博士

黒潮圏総合科学専攻の定める論文提出の資格要件を満たし、専攻の理念や目的に沿った研究活動を行い、かつ専攻が行う学位論文の審査及び試験に合格したものに学位を授与する。専攻のディプロマポリシーに準じて、本専攻の学位授与者として、高度な専門業務に従事するために必要な能力とその基盤となる学識を身につけていることを確認する。

3. 学位審査の透明性、公平性、厳格さの担保

学位論文審査は、主査を主指導教員とし、副査は2名以上の副指導教員及び必要に応じて他専攻や他大学等から選任し、次項の基準にもとづいて審査することにより、学位審査の透明性、公平性、厳格さを担

保し、学位論文が国内外から認められるレベル・質であることを保証する。

(3) 学位論文に関わる評価基準

黒潮圏総合科学専攻の学位論文は、以下の1)～13)の基準に従って評価し、審査を行う。

1. 研究課題、目的、意義

- ・研究課題や目的は、黒潮圏総合科学専攻の理念や目的に沿ったものであること。
- ・関連する研究分野の先行研究などと比較して新規性が認められ、当該研究分野の発展に貢献できること。
- ・学際的・国際的視野から、黒潮圏諸地域における自然環境と調和のとれた持続型社会の構築に貢献できる知見や、黒潮圏科学の発展に貢献できる知見などを提供できること。

2. 参考論文

- ・学位論文は、課程博士においては1編以上の参考論文、論文博士においては3編以上の参考論文を中心に構成されていること。参考論文とは、「高知大学大学院総合人間自然研究科黒潮圏総合科学専攻学位審査等に関する実施要項」取り扱い申し合わせにより定められた学位論文の研究を行う上で重要な論文、又は学位論文の主要な部分に関する論文をいう。

3. 論文題目

- ・学位論文全体としての研究課題や目的、内容を十分に反映し、重要かつ適切なキーワードを含んでいること。

4. 要旨

- ・学位論文全体としての研究課題に関する背景や研究目的、研究計画や方法が簡明に記述されていること。
- ・主要な知見が適切に記述されていること。
- ・研究課題全体に関わる結論が簡明に示されていること。

5. 章や節の構成

- ・学位論文は、論理的な流れに沿って章や節に分けられ、適切に構成されていること。
- ・適切な目次を付すこと。

6. 序論

- ・研究課題に関連する背景と問題点、仮説などが、当該学術分野の論文に必要なスタイルに則って明確に論じられていること。
- ・研究目的が論理的に導き出され、かつ明確に示されていること。さらに研究目的は、研究計画や方法、得られた知見及び結論と対応していること。
- ・先行研究との比較により、当該研究の位置づけや、意義、特色、新規性が明確に示されていること。
- ・文献や統計情報などが適切に引用されていること。

7. 材料・資料と分析方法

- ・研究計画は、研究目的を達成できるように策定されていること。
- ・材料あるいは資料と分析方法が正確に記述され、その学術的妥当性が示されていること。
- ・記述された材料あるいは資料と分析方法により、他者による検証が可能であること。
- ・適切な分析方法が用いられていること。
- ・材料あるいは資料や分析方法に関わる文献が適切に引用されていること。

8. 結果の分析、解釈、議論

- ・研究目的を達成する上で必要な分析結果が得られていること。
- ・データや結果は、統計的手法など当該学術分野で必要とされる手法により適切に分析され、論理的に解釈され、議論されていること。
- ・図表や写真などが適切に配置され、使用されていること。図表や写真のタイトルはその内容を簡潔かつ的確に説明するものであること。また、表や写真は印刷時に鮮明であること。
- ・結果の解釈や議論の展開に必要な文献が、適切に引用されていること。

9. 結論

- ・結果の解釈や議論についての総合的な考察により、研究課題や目的に対する回答が結論として論じられていること。
- ・研究目的がどの程度まで達成されたのかについて論じられていること。
- ・未解明として残された点や今後の課題などについて論じられていること。
- ・得られた知見が、当該学術分野においてどのように貢献できるのかについて論じられていること。
- ・他に、特筆すべき成果や、得られた知見により貢献できる分野等があれば、それらについて記述されていること。

10. 文中の引用および引用文献リスト

- ・文献を引用した場合は、著者や出版年などの情報が文中に明示されていること。
- ・フォーマットが統一されていること。
- ・抜け落ちなどの誤りがないこと。

11. 参考論文などのリスト

- ・学位論文を構成する参考論文や関連する学会等での発表のリストを目次のあとに付すこと。

12. 文章の体裁、表現、語句など

- ・学位論文全体を通して統一されたスタイルで構成されていること。
- ・ページ、章や節、図表や写真などの番号は、統一的に付され、誤りのないこと。
- ・日本語で学位論文を作成する場合は、英文題目および要旨が併記されていること。なお、図表や写真のタイトルや説明文は、英文で作成されているか、和文と併記されていることが望ましい。(歴史学や文学など英語の使用が難しい分野は、その限りではない。指導教員の指示に従うこと。)

- ・英語で学位論文を作成する場合は、スペルミスや文法上の誤りがないこと。学位論文の提出後であっても、ネイティブによる校正を求めることがある。
- ・学術雑誌等に投稿論文等として掲載されている箇所は、著作権に十分留意し、投稿時の著者最終稿等を使用すること。

13. 公開審査会における発表

- ・学位論文研究の内容が、要旨に沿って明瞭に発表されていること。
- ・スライドなどの資料が適切に作成され、その説明が明瞭かつ的確であること。
- ・質問に対し、的確に回答していること。
- ・発表時間を遵守していること。

III-2. 不正行為への対応

- ・科目の履修や学位論文作成において、データの改ざん、捏造、盗作および剽窃行為などのいかなる不正行為も認めない。不正行為が判明した場合は、諸規則に従い迅速かつ厳正な処置を講ずる。
- ・学位授与後においても、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明した時、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、高知大学学位規則第 19 条により学位の授与は取り消される。

III-3. 高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程 黒潮圏総合科学専攻学位論文審査等に関する実施要項

制定 平成 20 年 4 月 1 日
黒潮圏総合科学専攻会議
最終改正令和 5 年 4 月 26 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要項は、高知大学学位規則（以下「学位規則」という。）及び高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻規則（以下「専攻規則」という。）第 16 条の規定に基づき、高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻（以下「専攻」という。）において実施する学位論文審査並びに最終試験及び学力の確認等に関し、必要な事項を定める。

(学位)

第 2 条 専攻において授与する学位は、博士（学術）とする。

第 2 章 課程の修了による学位授与のための学位論文審査及び最終試験

(学位論文の提出の時期)

第 3 条 学位規則第 3 条第 4 項の規定に基づいて学位の授与を受けようとする者（以下「課程博士申請者」という。）は、在学中に学位論文を提出するものとし、提出時期は、最終年次における第 8 条に規定する期日とする。

- 2 高知大学学則第 73 条ただし書きに規定する優れた研究業績をあげた者と判定された課程博士申請者の提出時期については、その都度、専攻会議が定める。
- 3 高知大学学則第 26 条に規定する長期履修学生と認定されている課程博士申請者の提出時期については、最終履修年次における第 8 条に規定する期日とする。
- 4 前 2 項に掲げるもののほか、専攻会議が教育上やむを得ない事由があると認める場合には、当該課程博士申請者の提出時期について、その都度、専攻会議が定める。

(予備審査)

第 4 条 課程博士申請者は、予め専攻会議が行う予備審査に合格しなければ学位論文を提出することができない。

- 2 予備審査は、学位論文提出の資格（10 単位以上の修得）、専門的学識、発表論文及び国際会議等での発表の有無等に関し審査する。

(予備審査の手続き)

第 5 条 予備審査は、第 1 期及び第 2 期の年 2 回実施し、それぞれの申請期限は、次の各号に掲げる期日とする。ただし、第 3 条第 2 項及び第 4 項に規定する者の申請期限は、その都度、専攻会議が定める。

(1) 第1期申請期限 4月30日(休日のときは前平日)

(2) 第2期申請期限 10月31日(休日のときは前平日)

2 課程博士申請者は、別に定めるところにより、次の各号に掲げる書類を前項の申請期限までに、主指導教員を経て、専攻長に提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 学位論文審査願(様式1) | 1部 |
| (2) 学位論文概要(様式2) | 4部 |
| (3) 論文等目録(様式3) | 4部 |
| (4) 国際会議等での発表(様式4) | 1部 |
| (5) 参考論文 | 各4部 |
| (6) 履歴書(様式5) | 1部 |
| (7) 承諾書(様式19) | 各1部 |
| (8) 掲載予定証明書(任意様式) | 各1部 |

(予備審査委員会)

第6条 専攻長は、前条の書類を受理した場合は、直ちに、3名以上からなる予備審査委員会を設置しなければならない。

- 2 予備審査委員会は、主指導教員を含めて組織する。
- 3 予備審査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

(予備審査の結果)

第7条 予備審査委員会委員長は、第4条に規定する審査を実施し、その結果を予備審査結果報告書(様式6)により、専攻長に報告しなければならない。

- 2 専攻長は、専攻会議の議に基づき予備審査の結果を文書により課程博士申請者に通知しなければならない。
- 3 予備審査の結果は、原則として、予備審査の直後に行われる当該期の学位論文審査の申請にのみ有効とする。

(学位論文提出)

第8条 第4条に規定する予備審査に合格した課程博士申請者は、次の各号に掲げる書類を第1期申請者は6月15日(休日のときは前平日)までに、第2期申請者は12月15日(休日のときは前平日)までに、主指導教員を経て、専攻長に提出しなければならない。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 学位論文(正) | 1部 |
| (2) 学位論文(副) | 3部 |
| (3) 学位論文の要旨(様式7) | 4部 |

(審査委員会)

第9条 専攻長は、前条の書類を受理したときは、専攻会議に審査を付託する。

- 2 専攻会議は、主査1名、副査2名以上からなる審査委員会を設置する。

- 3 主査は、主指導教員をもって充て、副査は、副指導教員2名以上を含むものとし、加えて外部審査委員として他の専攻の教員、他の大学院又は研究所等の教員等に委嘱することができる。
- 4 審査委員会に委員長を置き、委員長は主査をもって充てる。

(学位論文の公開の審査会)

- 第10条** 審査委員会は、学位論文審査の一部として、公開の審査会（以下「公開審査会」という。）を開催するものとする。
- 2 審査委員会は、公開審査会の開催日程等を、原則として開催日の1週間前までに課程博士申請者に通知しなければならない。

(学位論文審査及び最終試験)

- 第11条** 審査委員会は、学位論文審査及び最終試験を行い、その結果を審査結果報告書（様式8）、学位論文審査結果の要旨（様式9）及び最終試験結果の要旨（様式10）により、専攻長に報告しなければならない。
- 2 最終試験は、提出論文の内容を中心として、これに関連ある基礎及び専門科目の学識や外国語能力等について試問により行う。

(学位授与の議決等)

- 第12条** 専攻会議は、前条第1項の報告に基づき学位を授与すべきかを議決する。
- 2 前項の議決を行うには、専攻会議構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成が必要なければならない。
 - 3 専攻長は、第1項の議決の結果を研究科長に文書で報告しなければならない。

(学位論文の公表)

- 第13条** 博士の学位を授与された者は、当該学位論文をPDF形式で専攻長に提出し、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、学位論文の全文を高知大学学術情報リポジトリで公表しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、審査委員会の議を経て専攻長の承認を受け、全文の内容を要約したものをもって、学位論文の公表に代えることができる。ただし、やむを得ない事由が無くなった場合には、専攻長に申し出た後、当該学位論文の全文を公表しなければならない。

第3章 論文提出による学位授与のための学位論文審査及び学力の確認

(論文提出の資格要件)

第14条 学位規則第3条第5項の規定により学位論文を提出して学位の授与を受けようとする者（以下「論文博士申請者」という。）は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 専攻に3年（長期履修学生にあつては、標準修業年限を超える計画的履修が認められた年数）以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、退学した者
- (2) 大学を卒業した後、8年以上の研究経歴を有する者
- (3) 大学院の修士課程を修了した後、5年以上の研究経歴を有する者
- (4) 博士課程を中途退学した後、[（標準修業年限－在学期間）×2]年以上の研究経歴を有する者

(5) 専攻会議において、前各号に掲げる者と同等以上の研究経歴を有すると認められた者

2 前項の研究経歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学又は短期大学の職員として研究に従事した期間
- (2) 大学又は大学院の研究生として研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として在学した期間
- (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- (5) その他、専攻会議において前各号と同等以上と認める研究に従事した期間

(予備審査)

第 15 条 論文博士申請者は、予め専攻会議が行う予備審査に合格しなければ学位論文を提出することができない。

2 予備審査は、専門的学識、発表論文及び国際会議等での発表の有無等に関し審査する。

(予備審査の手続き)

第 16 条 論文博士申請者は、予め専攻を担当する教員のなかから学位論文の内容に関係の深い学術領域の教授等を推薦教員として決めなければならない。

2 論文博士申請者は、別に定めるところにより、次の各号に掲げる書類を、推薦教員を経て専攻長に提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 学位論文審査願 (様式 11) | 1 部 |
| (2) 学位論文概要 (様式 12) | 4 部 |
| (3) 論文等目録 (様式 3) | 4 部 |
| (4) 国際会議等での発表 (様式 13) | 1 部 |
| (5) 参考論文 | 各 4 部 |
| (6) 履歴書 (様式 5) | 1 部 |
| (7) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 | 1 部 |
| (8) 研究経歴に関する証明書 (様式 20) | 各 1 部 |
| ※第 14 条第 1 項第 1 号に規定する者は除く。 | |
| (9) 承諾書 (様式 19) | 各 1 部 |
| (10) 掲載予定証明書 (任意様式) | 各 1 部 |

3 前項の書類は、随時受け付けるものとする。

(予備審査委員会)

第 17 条 専攻長は、前条の書類を受理した場合は、直ちに、3 名以上からなる予備審査委員会を設置しなければならない。

2 予備審査委員会は、推薦教員を含めて組織する。

3 予備審査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

(予備審査の結果)

第 18 条 予備審査委員会委員長は、第 15 条に規定する審査を実施し、その結果を予備審査結果報告書（様式 14）により、専攻長に報告しなければならない。

2 専攻長は、専攻会議の議に基づき予備審査の結果を文書により論文博士申請者に通知しなければならない。

(学位論文提出)

第 19 条 第 15 条に規定する予備審査に合格した論文博士申請者は、次の各号に掲げる書類に所定の学位論文審査手数料を添え、専攻長に提出しなければならない。ただし、第 14 条第 1 項第 1 号に該当する者で、退学の日から 1 年以内に学位論文を提出する場合は、学位規則第 4 条第 2 項により学位論文審査手数料を免除する。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 学位論文（正） | 1 部 |
| (2) 学位論文（副） | 3 部 |
| (3) 学位論文の要旨（様式 15） | 4 部 |

(審査委員会)

第 20 条 専攻長は、前条の書類を受理したときは、専攻会議に審査を付託する。

2 専攻会議は、主査 1 名、副査 2 名以上からなる審査委員会を設置する。

3 主査は、推薦教員をもって充て、副査は、専攻担当教員 2 名以上を含み、加えて外部審査委員として他の専攻の教員、他の大学院又は研究所等の教員等に委嘱することができる。

4 審査委員会に委員長を置き、委員長は主査をもって充てる。

(学位論文の公開の審査会)

第 21 条 審査委員会は、学位論文審査の一部として、公開審査会を開催する。

2 審査委員会は、公開審査会の開催日程等を原則として開催日の 1 か月前までに論文博士申請者に通知しなければならない。

(学位論文審査及び学力の確認)

第 22 条 審査委員会は、学位論文審査及び学力の確認を行い、その結果を審査結果報告書（様式 16）、学位論文審査結果の要旨（様式 17）及び学力の確認結果の要旨（様式 18）により、専攻長に報告しなければならない。

2 学力の確認は、第 11 条第 2 項に規定する最終試験のほか、専攻修了者と同等以上の学力を有することを確認するために専攻学術に関し基礎・専門・外国語等について筆記又は口頭により行う。

3 第 14 条第 1 項第 1 号に該当する者で、退学の日から 3 年以内に学位論文を提出した場合は、前項の学力の確認において最終試験以外を免除することができる。

4 博士課程の中途退学者、修士課程修了者に対しては、最終試験以外の筆記又は口頭試験の一部を省略することができる。ただし、筆記又は口頭試験を省略する場合は、その学力を証明するに足る資料を必要とする。

5 審査委員会は、学力の確認の実施に関し必要な事項を事前に論文博士申請者に通知しなければならない。

(学位授与の議決等)

第 23 条 専攻会議は、前条第 1 項の報告に基づき学位を授与すべきかを議決する。

2 前項の議決を行うには、専攻会議構成員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、出席者の 3 分の 2 以上の賛成が必要ではない。

3 専攻長は、第 1 項の議決の結果を研究科長に文書で報告しなければならない。

(学位論文の公表)

第 24 条 博士の学位を授与された者は、当該学位論文を PDF 形式で専攻長に提出し、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、学位論文の全文を高知大学学術情報リポジトリで公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、審査委員会の議を経て専攻長の承認を受け、全文の内容を要約したものをもって、学位論文の公表に代えることができる。ただし、やむを得ない事由が無くなった場合には、専攻長に申し出た後、当該学位論文の全文を公表しなければならない。

第 4 章 雑則

(補則)

第 25 条 この要項の実施に関して、これによりがたい事項が生じたときは、その都度、専攻会議において審議・決定する。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 20 年 11 月 26 日から施行し、平成 20 年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成 23 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 23 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 29 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年9月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月26日から施行する。

III-4. 「高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程 黒潮圏総合科学専攻学位論文審査等に関する実施要項」 取扱い申合せ

制定 平成 23 年 11 月 16 日

最終改正令和 5 年 4 月 26 日

○第 3 条関係（学位論文の提出の時期）

- (1) 論文提出有資格については、修了要件単位 14 単位のうち 10 単位以上履修していること。
- (2) 提出時の身分で「在学中」とは、休学、停学中でない状況をいう。

○第 4 条関係（予備審査）

- (1) 予備審査の方法は、書類審査のみとする。

○第 5 条関係（予備審査の手続き）

- (1) 関係書類は、主指導教員から事務が受取り、予備審査委員会に提出する。
- (2) 次の要件を全て満たしていない者については、予備審査を行わない。
 - ① 学位論文提出有資格者として、本専攻に 2 年以上在学し、修了要件単位 14 単位のうち 10 単位以上履修していること（単位の修得状況については事務が予備審査委員会へ報告する）。（平成 22 年 12 月 22 日専攻会議決定）
 - ② 1 編以上の参考論文があること。
 - ③ 国際会議（学会等を含む。）あるいはそれに匹敵する国内会議（学会等を含む。）で、1 回以上の発表を行っていること。
- (3) 参考論文について
 - ① 参考論文とは、学位論文の執筆を行う上で重要な論文、又は学位論文の主要な部分に関する論文をいう。

ただし、参考論文が印刷中のものについては、当該学術誌の編集委員会等が発行した掲載予定証明書（任意様式）があれば、公表論文とみなす。

また、掲載予定証明書を予備審査までに提出できない場合は、発行されるまでの間、仮審査として予備審査を行うことができる。ただし、掲載予定証明書の最終提出期限は、公開審査会前日とする。
 - ② 参考論文は、質の高い研究業績で申請者が筆頭著者であり、かつ、公表（論文ならば受理で可）していること。質の高い研究業績とは、以下のものを指す。
 - a) 複数のレフェリーによる査読システムのある学術論文誌に掲載された論文
 - b) 学術書
 - c) 上記 a) 又は b) の水準に相当すると思われるもの
 - ③ 参考論文は、原則として日本語又は英語とする。この他に研究分野等で特別な理由のある場合は、他の言語の論文を認める場合もある。
 - ④ 参考論文は、過去に申請者以外の学位論文の全部又は一部として使用されていないものとする。
 - ⑤ 参考論文が共著である場合、申請者の学位取得のために当該参考論文を提出することについて、共著

者全員（予備審査委員会委員及び審査委員会委員が共著者の場合はこれらを除く。）から承諾を得なければならない（様式 19）。ただし、共著者に連絡が付かない等の理由により承諾が得られない場合には、理由書（様式自由とし、申請者が押印又は署名の上、提出するものとする。）の提出によって様式 19 に代えることができる。

○第 6 条関係（予備審査委員会）

（1）予備審査委員は、主指導教員の推薦に基づき専攻長が委嘱する。

○第 7 条関係（予備審査委員会）

（1）予備審査結果に係る専攻会議の議決には、予備審査委員の出席を求める。

（2）最終試験に不合格となった者が、再度、次期又は次々期に学位規則第 3 条第 3 項の規定に基づいて学位の授与を受けようとする場合は、学位論文審査願（様式 1）を提出させ、専攻会議において審査の実施が認められたときは、前回の予備審査の結果を当該期の学位論文審査の申請に有効とすることができる。

○第 8 条関係（学位論文提出）

（1）学位論文は、主指導教員の承認を得て課程博士申請者が事務へ提出し、事務が審査委員会へ提出する。

（2）事故や災害、病気などの本人の攻めに帰さない理由により提出期限までに学位論文が提出されなかったと専攻長、教務委員長及び主指導教員の協議により認められた場合は、別途提出期限を定めることができるものとする。

（3）学位論文について

- ① 学位論文は、レフェリーシステムのある学術論文誌に掲載されたもの又は掲載されうるものを基に、独自に作成されたもの 1 編とする。
- ② 学位論文は、日本語又は英語とする。
- ③ 学位論文の表紙は、博士論文の表紙に関する注意事項（別紙）に基づき作成するものとする。

○第 9 条関係（審査委員会）

（1）審査委員は、主指導教員の推薦を参考に専攻会議が委嘱する。

○第 10 条関係（学位論文の公開の審査会）

（1）公開審査会は、原則として専攻単位で開催する。

（2）公開審査会は、事故や災害、病気などの本人の責めに帰さない理由により実施できなかつたと審査委員長と専攻長の協議により認められた場合、学位授与の議決を行う専攻会議の開催までに別途実施できるものとする。ただし、審査委員長及び専攻長の協議において、公開審査会が適切に開催できると判断された場合に限る。

（3）公開審査会における発表や質疑応答の状況により、審査委員会が公開審査会を再度実施することが必要であると判断した場合には、専攻会議において了承を得たうえで、学位授与の議決を行う専攻会議の開催までに公開審査会を再度実施できるものとする。ただし、審査委員長及び専攻長の協議において、公開審査会が適切に開催できると判断された場合に限る。

○第 11 条関係（学位論文審査及び最終試験）

- (1) 最終試験は、学位規則に則り口頭又は筆答とする。
- (2) 最終試験に不合格となった者が、再度、次期又は次々期に学位規則第 3 条第 3 項の規定に基づいて学位の授与を受けようとする場合において、専攻会議において審査の実施が認められたときは、学位論文審査については、前回の結果をもって当該期の審査の結果とすることができる。
- (3) 提出された学位論文について、内容の変更あるいは差し替えは認めない。ただし、次のいずれかにおいて、申請者は、論文の内容が大きく変わらない程度の加筆修正をすることができる。論文の内容が大きく変わる場合は、一旦不受理とし、再提出を求める。
 - ① 審査委員会の指示による修正：
 - (ア) 審査委員会は、修正の内容について専攻長に報告するとともに、修正期限を専攻長との協議により決定し直ちに申請者に告知する。修正期限は、審査開始から議決を行う専攻会議の日までの間に設定する。
 - (イ) 申請者による学位論文の修正後、審査委員会は修正が適切に行われたことを確認し、議決に先立って専攻会議に報告する。
 - (ウ) 修正が期限内に終了しなかった場合には、審査委員会は、修正期限の延長（最大でも PDF 形式による論文の提出期限まで）や議決の留保・延期などの措置について、専攻長及び教務委員会と協議する。措置の可否について専攻会議の承諾を得る。
 - ② 申請者自身の判断による修正：字句、誤字、脱字等については、申請者が専攻長に願い出て許可を受けたいうえで、PDF 形式による論文の提出期限までは修正することができる。

○第 12 条関係（学位授与の議決等）

- (1) 学位審査に係る議決は、専攻会議規則第 5 条第 6 項を適用して、連携大学院客員教員及び審査委員の出席を求める。

○第 14 条関係（論文提出の資格要件）

- (1) 必要な研究指導を受けたことの証明は、必要としない。
- (2) (標準修業年限—在学期間) × 2 の計算式において在学期間は、半年単位で計算し、端数月は切り捨てる。

○第 15 条関係（予備審査）

- (1) 予備審査の方法は、書類審査とする。

○第 16 条関係（予備審査の手続き）

- (1) 推薦教員は、専攻専任教員（連携大学院客員教員を含む）で、研究指導担当教員とする。
- (2) 次の要件を全て満たしていない者については、予備審査を行わない。
 - ① 3 編以上の参考論文があること。ただし、第 22 条第 3 項の適用を受ける者については、1 編以上とする。
 - ② 国際会議（学会等を含む。）あるいはそれに匹敵する国内会議（学会等を含む。）で、1 回以上の発表

を行っていること。

(3) 参考論文について

- ① 参考論文とは、学位論文の研究を行う上で重要な論文、又は学位論文の主要な部分に関する論文をいう。

ただし、参考論文が印刷中のものについては、当該学術誌の編集委員会等が発行した掲載予定証明書（任意様式）があれば、公表論文とみなす。

また、掲載予定証明書を予備審査までに提出できない場合は、発行されるまでの間、仮審査として予備審査を行うことができる。ただし、掲載予定証明書の最終提出期限は、公開審査会前日までとする。

- ② 参考論文は、質の高い研究業績で申請者が筆頭著者であり、かつ、公表（論文ならば受理で可）していること。質の高い研究業績とは、課程博士の場合に準ずる。
- ③ 参考論文は、原則として日本語又は英語とする。この他に研究分野等で特別な理由のある場合は、他の言語の論文を認める場合もある。
- ④ 参考論文は、過去に申請者以外の学位論文の全部又は一部として使用されていないものとする。
- ⑤ 参考論文が共著である場合、申請者の学位取得のために当該参考論文を提出することについて、共著者全員（予備審査委員会委員及び審査委員会委員が共著者の場合はこれらを除く。）から承諾を得なければならない（様式 19）。ただし、共著者に連絡が付かない等の理由により承諾が得られない場合には、理由書（様式自由とし、申請者が押印又は署名の上、提出するものとする。）の提出によって様式 19 に代えることができる。

○第 17 条関係（予備審査委員会）

- (1) 予備審査委員は、推薦教員の推薦に基づき専攻長が委嘱する。

○第 18 条関係（予備審査の結果）

- (1) 予備審査は、受理した日から 1 ヶ月以内又は受理した翌月の専攻会議までに実施するものとする。

○第 19 条関係（学位論文提出）

- (1) 学位論文は、推薦教員が事務提出し、事務が審査委員会に提出する。

(2) 学位論文について

- ① 学位論文は、レフェリーシステムのある学術論文誌に掲載されたもの又は掲載されうるものを基に、独自に作成されたもの 1 編とする。
- ② 学位論文は、日本語又は英語とする。
- ③ 学位論文の表紙は、博士論文の表紙に関する注意事項（別紙）に基づき作成するものとする。

(3) 提出された学位論文の加筆修正について

提出された学位論文について、内容の変更あるいは差し替えは認めない。ただし、論文の内容が大きく変わらない程度の字句、誤字、脱字等については、専攻長に願い出て許可を受けたうえで PDF 形式による論文の提出期限までは修正することができる。

○第 20 条関係（審査委員会）

- （1）審査委員は、推薦教員の推薦を参考に専攻会議が委嘱する。

○第 21 条関係（学位論文の公開の審査会）

- （1）公開審査会は、原則として専攻単位で開催する。
- （2）公開審査会は、事故や災害、病気などの本人の責めに帰さない理由により実施できなかったと審査委員長と専攻長の協議により認められた場合、学位授与の議決を行う専攻会議の開催までに実施できるものとする。ただし、審査委員長及び専攻長の協議において、公開審査会が適切に開催できると判断された場合に限る。

○第 22 条関係（学位論文審査及び学力の確認）

- （1）最終試験は、学位規則に則り口頭又は筆答とする。
- （2）最終試験以外で省略できるものは、外国語とし、学力を証明するに足りる資料は、外国語科目に係る成績証明書とする。
- （3）提出された学位論文について、内容の変更あるいは差し替えは認めない。ただし、次のいずれかにおいて、申請者は、論文の内容が大きく変わらない程度の加筆修正をすることができる。論文の内容が大きく変わる場合は、一旦不受理とし、再提出を求める。
 - ① 審査委員会の指示による修正：
 - （ア）審査委員会は、修正の内容について専攻長に報告するとともに、修正期限を専攻長との協議により決定し直ちに申請者に告知する。修正期限は、審査開始から議決を行う専攻会議の日までの間に設定する。
 - （イ）申請者による学位論文の修正後、審査委員会は修正が適切に行われたことを確認し、議決に先立って専攻会議に報告する。
 - （ウ）修正が期限内に終了しなかった場合には、審査委員会は、修正期限の延長（最大でも PDF 形式による論文の提出期限まで）や議決の留保・延期などの措置について、専攻長及び教務委員会と協議する。措置の可否について専攻会議の承諾を得る。
 - ② 申請者自身の判断による修正：字句、誤字、脱字等については、申請者が専攻長に願い出て許可を受けたうえで、PDF 形式による論文の提出期限までに修正することができる。

○第 23 条関係（学位授与の議決）

- （1）学位審査に係る議決は、専攻会議規則第 5 条第 6 項を適用して、連携大学院客員教員及び審査委員の出席を求める。

以上

博士論文の表紙に関する注意事項

学位論文の表紙

<p>博 士 論 文</p> <p>論 文 題 目</p> <p>※英和文どちらも可</p> <p>令和 年 月</p> <p>高知大学大学院総合人間自然科学研究科</p> <p>黒潮圏総合科学専攻</p> <p>氏 名</p>

- 1 題目は、論文の内容を具体的かつ簡潔に示すものとし、論文が日本語の場合は日本語で、英語の場合は、英語で記載すること。
なお、英語の場合は、題目の下に（ ）書きで和訳を付記すること。
- 2 略語は、題目の中ではごく一般化されたもの以外は原則として使用しないこと。
- 3 副題を付けることは差し支えないが、できるだけ簡潔なものにすること。
- 4 年月は、第1期は「〇〇年9月」と、第2期は「〇〇年3月」とすること。
- 5 第3章該当の場合、研究科名及び専攻名は不要。

IV. 關係規則等

IV-1. 高知大学大学院総合人間自然科学研究科 博士課程黒潮圏総合科学専攻規則

平成20年3月26日

規則第125号

最終改正 令和5年3月3日規則第84号

(趣旨)

第1条 高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻（以下「専攻」という。）に関する事項は、高知大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専攻の目的)

第2条 専攻は、東南アジアから東アジアに及ぶ広範な国々や地域、海域（以下「黒潮圏」という。）における資源・環境・社会・健康医科学・食と看護に関連するさまざまな専門分野を統合し、解決すべき問題をふかんして、総合的・学際的な「黒潮圏科学」として教育することを主たる理念とし、次の各号に掲げる人材を育成することを目的とする。

- (1) それぞれの分野に関する高度な専門知識を持つとともに、異分野の知識・視点をも兼ね備えた研究者及び教育者
- (2) 黒潮圏科学という新しい概念を身につけ、幅広い知識と国際的な視野を持った新しいタイプの研究者及び教育者
- (3) 黒潮圏科学に基礎を置き、幅広い知識と国際的な視野を持つとともに、国内外の産業・経済の発展、環境保全又は資源管理に貢献できる人材

(コース)

第3条 専攻に、海洋資源科学コース及び総合科学コースを置く。

(特別プログラム)

第3条の2 専攻に、高度専門知識を有し、人間社会と環境の調和のとれた持続的な地域社会の構築をリードする人材を育成することを目的とする特別の教育課程として、「黒潮圏」のグローバル成長戦略に寄与する「環人共生」リーダー育成プログラム（以下「特別プログラム」という。）を置く。

(自己評価)

第4条 専攻は、その教育水準の向上を図り、学則第1条第2項及び本規則第2条に定める目的を達成するため、専攻における教育活動等について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

- 2 前項の自己評価を行うため、専攻に自己評価委員会を置く。
- 3 自己評価委員会については、別に定める。

(副専攻長)

第5条 専攻に、副専攻長を置く。

2 副専攻長は、専攻長が指名する。

(指導教員)

第6条 学生の研究指導のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、学生の研究指導を総括的に担当する主指導教員及び主指導教員とともに研究指導を行う副指導教員とし、学生1人について主指導教員は1人、副指導教員は2人以上とする。副指導教員のうち1人は主指導教員と異なる専門分野の教員とする。

3 主指導教員は、研究指導を担当する資格を有する教授をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合は、研究指導を担当する資格を有する准教授・講師・助教をもって充てることができる。

4 専攻長は、専攻会議の議を経て、主指導教員及び副指導教員を定める。

(教育方法)

第7条 専攻の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）等によって行う。

2 専攻において、教育上有益と認めるときに限り、他の大学院又は本学以外の研究機関と連携して授業又は研究指導を行うことができる。

(教育方法の特例)

第8条 専攻において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第9条 専攻の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修方法)

第10条 学生は、指導教員の指導の下に、別表第1の中から必修科目5科目6単位を含めて14単位以上を修得しなければならない。なお、所属するコースの授業科目を4単位以上修得するものとする。特別プログラムを履修する者も同様とする。

(単位の計算方法)

第10条の2 科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習は15時間の授業をもって1単位とする。ただし、必要があるときは30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(2) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、必要があるときは45時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する時間の授業をもって1単位とする。

(履修科目の届出)

第11条 学生は、あらかじめ、履修しようとする授業科目を所定の期間内に授業担当教員に届け出て承認を受けなければならない。

(他の専攻又は他の大学院の授業科目の履修)

第12条 学生は、指導教員が必要と認めたときは、他の専攻の授業科目を当該専攻長の許可を得て履修することができる。

2 学生は、専攻が特に必要と認めたときは、学則第65条の規定に基づき、他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、4単位を限度として、第9条に定める単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位)

第13条 学生が専攻に入学する前に大学院(科目等履修生として履修した単位を含む。)で修得した単位の認定を受けようとするときは、専攻長に願い出て認定を受けるものとする。

(成績評価)

第14条 履修科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(単位の修得)

第15条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行う。

2 前項の規定にかかわらず、演習その他特定の授業科目については、平素の成績により単位の修得を認定することがある。

(学位論文の提出)

第16条 学位論文の提出については、高知大学学位規則に定めるもののほか、専攻において別に定める。

(事務)

第17条 専攻に関する事務は、総務部物部総務課において処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、専攻の運営に関し必要な事項は、専攻会議の議に基づき、専攻長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則第131号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月10日規則第34号)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（平成26年7月14日規則第21号）
- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日以前に在学し、引き続きこの規則の施行日に在学する者の履修については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（平成27年2月16日規則第76号）
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（平成28年2月15日規則第77号）
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（平成29年2月27日規則第75号）
- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（平成31年2月27日規則第78号）
- 1 この規則は平成31年2月27日から施行し、平成30年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日の前日から引き続き黒潮圏総合科学専攻に在学する者の履修については、この規則による改正後の高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（令和元年8月23日規則第29号）
- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日から引き続き黒潮圏総合科学専攻に在学する者の履修については、この規則による改正後の高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（令和2年3月12日規則第72号）
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（令和3年3月9日規則第46号）
- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
附 則（令和4年3月10日規則第70号）
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月3日規則第84号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、第10条の2に係る改正を除き、なお従前の例による。

別表第1 (第9条・第10条関係)

科目区分	授業科目	単位数	備考	
共通科目	黒潮圏総合科学特論	◎1		
	黒潮圏セミナー	◎1		
	特別講究	◎1		
	黒潮圏科学特別演習	◎2		
	科学リテラシー	◎1		
	社会経済調査特論	1	} 2科目選択	
	生態環境調査特論	1		
	物質解析手法特論	1		
	未来共創学特論	1		
コース専門科目	海洋資源科学コース	海洋生物多様性特論	2	
		分子生物学特論	2	
		機器分析特論	2	
		地球惑星環境科学特論	2	
		天然物生合成特論	2	
		薬理学特論	2	
		鉱物資源地質学特論	2	
		生物地球化学特論	2	
		環境磁性特論	2	
		海洋環境変遷学特論	2	
		生命情報科学特論	2	
		水圏ウイルス学特論	2	
		黒潮海洋物理学特論	2	
		海洋資源科学特論	2	
	総合科学コース	進化生態学特論	2	
		底生生物学特論	2	
		海洋生物資源管理学特論	2	
		分子細胞生物学特論	2	
		海洋圏環境生理学特論	2	
		鯨類学特論	2	
		熱帯土壌生態学特論	2	
		地域環境経済論特論	2	
		黒潮圏開発経済論特論	2	
		地域農林経済論特論	2	
		健康栄養科学特論	2	
黒潮圏水産開発論特論	2			
植生景観学特論	2			
黒潮圏環境史特論	2			

	環境倫理学特論	2	
	地域地理学特論	2	
	体力科学特論	2	
	科学技術教育特論	2	
	魚類生態学特論	2	
	植物遺伝資源学特論	2	
	生活環境健康安全科学特論	2	
	黒潮圏理論生物学特論	2	
	総合科学特論	2	
単位数欄に◎のある科目は必修科目を表す。			

IV-2. 高知大学大学院総合人間自然科学研究科長期履修学生規則

〔平成20年3月26日〕
規則第82号

最終改正 平成27年12月14日規則第51号

(趣旨)

第1条 高知大学学則第26条第3項の規定に基づき、高知大学大学院総合人間自然科学研究科(以下「研究科」という。)において、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する者(以下「長期履修学生」という。)に関する取扱いに関しては、この規則の定めるところによる。

(延長期間)

第2条 長期履修学生として標準修業年限を超えて履修を延長できる期間は、学期の区分に従い、6か月を単位として、当該教育課程の標準修業年限と同一の期間を限度とする。

2 長期履修期間中に休学した場合は、その休学期間は長期履修期間に含まないものとする。

(申請手続)

第3条 長期履修学生となることを希望する者は、長期履修申請書(様式1)を別に定める期間内に研究科長に対し提出するものとする。

(履修期間の変更)

第4条 長期履修学生が履修期間の変更を希望するときは、履修期間の短縮については、希望する履修期間の短縮の終期より少なくとも6か月以上前に、履修期間の延長については、当初の申請時の履修期間の終期より少なくとも6か月以上前に、長期履修期間変更申請書(様式2)を研究科長に対し提出するものとする。

(許可)

第5条 前2条の申請に対する許可は、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、研究科における長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 高知大学大学院人文社会科学研究科長期履修学生規則(平成16年規則第320号)、高知大学大学院教育学研究科長期履修学生規則(平成17年規則第627号)、高知大学大学院理学研究科長期履修学生規則(平成18年規則第56号)、高知大学大学院農学研究科長期履修学生規則(平成16年規則第412号)及び高知大学大学院黒潮圏海洋科学研究科長期履修学生規則(平成17年規則第606号)は、廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成19年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月5日規則第120号)

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 17 日規則第 34 号）

この規則は、平成 21 年 9 月 17 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 110 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 14 日規則第 51 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

IV-3. 博士課程黒潮圏総合科学専攻における早期修了に関する申合せ

平成 29 年 11 月 29 日
黒潮圏総合科学専攻会議

高知大学学則第 73 条第 1 項ただし書きに規定する早期修了の黒潮圏総合科学専攻における取り扱いについて、次のとおり申し合わせる。

(早期修了の要件)

- 1 黒潮圏総合科学専攻における学則第 73 条第 1 項に規定する「優れた業績をあげた者」とは、次の各号に掲げる事項すべてを満たした者とする。
 - (1) 在学中の研究成果に基づく学位論文に関連した筆頭著者論文が、少なくとも 1 編は公表（掲載予定も含めて）されていること。
 - (2) 当該研究分野課程博士取得者の水準をはるかに上回る研究業績をあげたことが審査委員会において認められること。

(申請)

- 2 早期修了を希望する者は、1 年次に 1 年間の在学期間で修了を希望する場合は入学後 1 週間以内に、それ以外の者で 3 年未満の在学期間で修了を希望する場合は、原則として、修了希望日の 1 年前までに、次の各号に掲げる書類を、主指導教員を経て黒潮圏総合科学専攻長に提出するものとする。
 - (1) 早期修了希望申請書（様式 1）
 - (2) 授業等計画書（様式 2 又は任意様式）
 - (3) 学位論文研究計画書（様式 3 又は任意様式）
 - (4) その他参考となる資料（任意提出）

(申請時の審査)

- 3 前項の申請書の提出を受けた専攻長は、教務委員会に研究計画等の内容を確認させた上で、専攻会議において早期修了希望の申し出を認めるかについて研究計画等及び希望者による研究計画発表の内容を踏まえた審査を行い、判定の結果を希望者に通知する。

(授業科目の履修)

- 4 前項の審査の結果、早期修了を希望することが認められた場合は、当該授業等計画書に基づいて授業科目の履修を行うものとする。

(早期修了要件認定見込み判定)

- 5 早期修了を希望する者については、高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻学位論文審査等に関する実施要項（以下「実施要項」という。）第 4 条から第 7 条の規定に基づき行う予備審査において、実施要項第 4 条第 2 項に規定する予備審査内容に加えて、早期修了要件認定の見込みについて審査を行う。
- 6 前項の審査のため、早期修了を希望する者は、実施要項第 5 条第 2 項に規定する予備審査に必要な書類

に加え、次の各号に掲げる書類を実施要項第5条第1項に規定する申請期限までに、提出しなければならない。なお、1年次に1年間の在学期間で修了を希望する場合は、実施要項第5条の規定にかかわらず、4月入学者は9月30日（休日のときは前平日）、10月入学者は3月31日（休日のときは前平日）までに提出しなければならない。

- (1) 早期修了審査願（様式4又は任意様式）
- (2) 早期修了推薦書（様式5又は任意様式、主指導教員作成）
- (3) 博士論文研究指導報告書（早期修了に関する所見を記入すること。）
- (4) 学修進捗状況報告書

7 第5項の審査を行う予備審査委員会には、副指導教員Aが推薦した外部審査委員を置き、外部審査委員の意見を踏まえながら「優れた業績をあげた者」の要件を満たす見込みについて審査した上で、予備審査の結果とあわせて、実施要項第7条に規定する予備審査結果報告書に代えて、早期修了資格要件等審査結果報告書（様式6）を専攻長に提出する。この場合において、「優れた業績をあげた者」の要件を満たす見込みについてインパクトファクターによる審査が可能な場合は、外部審査委員を置かず審査を行うことができるものとする。

8 前項の報告書の提出を受けた専攻長は、早期修了見込みの審査結果について、実施要項第7条第2項の規定に基づく予備審査結果の通知にあわせて申請者に通知を行う。

（早期修了の判定）

9 早期修了を希望する者については、実施要項第8条から第12条の規定に基づき行う学位論文審査及び最終試験において、あわせて早期修了の判定を行い、実施要項11条第1項に規定する審査結果報告書に代えて、早期修了審査結果報告書（様式7）を専攻長に提出するものとする。

10 前項の早期修了の判定のため、実施要項第9条に規定する審査委員会では、副指導教員Aが推薦した外部審査委員の意見を踏まえ「優れた業績をあげた者」の要件を満たすかどうかについて審査するものとする。

（雑則）

11 この申合せに定めるもののほか、黒潮圏総合科学専攻における早期修了に関し、必要な事項は黒潮圏総合科学専攻会議が別に定める。

IV-4. 学生本人等の個人情報の取扱いについて

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、氏名・生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

高知大学では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成17年4月1日施行）」に基づき、適正な管理の下、本学が保有する個人情報を保護しています。大学として、学生のみさんから提供を受ける個人情報は数多くありますが、本学が保有する学生本人等の主な個人情報の取扱いについて次のとおりお知らせします。

学生本人等の個人情報及びその利用目的

本学が保有する学生本人等の主な個人情報は、入学試験情報及び入学手続き時に提出していただいた情報ならびに入学後の修学支援・指導、学生生活支援・指導、健康等の管理・指導に必要なものとして作成あるいは提供を受けて取得した情報です。

※個人情報の収集と利用目的について

本学では教育研究、学生支援、大学運営上、必要と認められる個人情報に限り、以下の利用目的のために収集します。また、必要に応じて収集した個人情報に基づき、学生本人等への連絡を行います。

- 教育，授業改善
- 災害時等の安否確認
- 学籍管理，学籍異動管理，健康管理，奨学金管理
- 履修登録確認，履修管理，履修指導，成績管理，授業実施，学生名簿作成
- 修学指導，修学支援
- 大学，大学院等の進級・転学部・転学科，卒業後の進路に関する情報管理
- 学生証発行，学位記作成，各種証明書の発行
- 学費情報管理，口座情報管理
- 学生生活・課外活動支援
- 就職関係情報の作成，管理
- 学内施設・設備の利用管理，防犯カメラの設置による映像情報管理
- 図書館利用情報管理
- 成績通知書及び履修状況の父母等への送付・・・対象：学部生のみ
- 父母等との成績，履修相談
- 卒業後の各種案内送付
- 学術交流協定等による協定大学への情報提供
- 学内ワークスタディ等の雇用管理，給与等の支払い
- 教育研究及び入学試験・学生募集の改善
- 大学の広報活動への協力依頼
- 教育研究活動の支援及び本学の発展に資する活動

IV-5. 気象警報・避難勧告等発表または発令時における 授業及び定期試験等の取扱い

本学では、台風等により災害の恐れがある場合に、学生の事故の発生を防止するため、授業及び定期試験等（以下「授業等」という。）の取扱いを次のとおり定めています。

1) 気象警報発表時の授業等について

休講の措置等は、キャンパス毎に行うこととし、朝倉キャンパスにあっては高知市、岡豊キャンパスにあっては高知市または南国市、物部キャンパスにあっては南国市または香南市の気象警報に基づく。

(1) 暴風警報が発表された場合の取扱い

高知地方気象台から「暴風警報」が発表された場合、当日の授業等の取扱いについては、次のとおり休講とする。

- ① 午前7時の時点で発表されている場合は、午前中の授業等は休講とする。
- ② 午前7時から午前11時までに発表された場合は、それ以後の午前中の授業等を休講とする。
- ③ 午前11時までに解除された場合は、午後の授業等を行うものとし、午前11時までに解除されない場合は、午後の授業等は休講とする。
- ④ 午前11時以降に発表された場合は、それ以後の午後の授業等を休講とする。

(2) 特別警報が発表された場合の取扱い

高知地方気象台から「大雨」、「暴風」、「大雪」、「暴風雪」の特別警報の発表があった場合の当日の授業等の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 午前7時の時点で発表されている場合は、全ての授業等を休講とする。
- ② 始業時刻後に発表された場合、当該キャンパスの全ての授業等を直ちに中止する。
- ③ 解除された場合であっても、当該日の授業等は実施しない。

(3) その他の警報が発表された場合等の取扱い

その他の警報が発表された場合には、授業等は原則として休講としないが、気象等の状況によっては、全学教育機構長及び関係学部長等が協議の上、休講とすることがある。

2) 避難勧告等※発令または発表時の授業等について

各キャンパスの所在地に市町村等から発令または発表された場合の当日の授業等の取扱いは、次の事項のとおりとする。

(1) 避難指示が発令された場合の取扱い

市町村から避難指示が発令された場合、次のとおり休講とする。

- ① 午前7時の時点で発令されている場合は、全ての授業等を休講とする。
- ② 始業時刻後に発令された場合、当該キャンパスの全ての授業等を直ちに中止する。
- ③ 解除された場合であっても、当該日の授業等は実施しない。

(2) 避難準備情報、避難勧告等が発令または発表された場合の取扱い

市町村等から避難指示以外の避難情報が発令または発表された場合には、全学教育機構長及び関係学部長等が協議の上、措置を決定する。

※避難勧告等について

避難準備情報、避難勧告、避難指示

気象庁の警報・注意報や特別警報とは別に、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、気象庁や国土交通省の観測データ、被害状況などに基つき市町村が発令する。

土砂災害警戒情報

大雨警報が発表されている状況で土砂災害の危険度が高まった場合に、都道府県と気象庁が共同で発表する。

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月改定内閣府(防災担当))

より抜粋

「市町村長は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難勧告等が発令する・・・市町村長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民はこれらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。」

3) 居住地域等に気象警報・避難勧告等が発令または発表された場合等の取扱い

学生は、居住地域や通学路等に気象警報や避難勧告等が発令または発表される等の状況により、身の危険を感じる場合には、身の安全を最優先するものとする。これにより授業を欠席した場合や、公共交通機関の遅延・運休等により通学が不可能な場合等は、本人の申請により「特別の理由による授業欠席者の取扱いについて」の事項として取り扱う。なお、定期試験等が受験できない場合(30分以上の遅刻を含む)は、本人の申請により「高知大学における定期試験の追試験取扱いについて」の事項として取り扱う。

4) 休講措置等の確認及び周知方法等

休講の確認及び周知方法等は、次のとおりとする。

- (1) 各学部等においては、この申合せによる取扱いを事前に学生及び教職員へ十分周知しておくものとする。
- (2) 気象警報・避難勧告等の確認は、高知地方気象台の天気予報及びマスメディア等により、学生及び教職員各自が行うものとする。
- (3) 大学は、「高知大学教務情報システム(KULAS)」及び「高知大学ホームページ」を通じて周知する。
- (4) 休講決定後、直ちに帰宅することが危険な場合には、全学教育機構長の決定の下、学内に待機させるなどの必要な措置を行うものとする。

5) 補講の実施等

- (1) 1)及び2)の措置により休講となった授業等は、補講等の適切な措置をとるものとする。その実施方法については担当教員が決定し、学生に周知する。
- (2) 定期試験日が休講となった場合は、原則として定期試験期間最終日の翌日(土・日曜日を含む)を試験代替日とする。

IV-6. 高知大学学術情報リポジトリ運用要項

平成 28 年 4 月 1 日
学術情報基盤図書館長制定

(目的)

1. この要項は、高知大学（以下「本学」という。）において運用する高知大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に必要な事項について定める。

(定義)

2. この要項において「リポジトリ」とは、本学の学術研究の発展に資するとともに社会に貢献することを目的として、本学において作成された学術研究成果を電子的に収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段により無償で公開することをいう。

(登録対象)

3. リポジトリに登録することができる学術研究成果は以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 学術的な研究の成果であること
 - (2) 本学に所属する研究者が、その主要な部分を作成したもの
 - (3) 電子的フォーマットで作成されていること
 - (4) ネットワークを通じて配信できること
 - (5) 公開することについて、法令および社会通念上の問題が生じないものであること

(登録資格者)

4. リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録資格者」という。）は以下のとおりとする。
 - (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員および大学院生
 - (2) その他学術情報基盤図書館長（以下「館長」という。）が特に認めた者

(登録)

5. 登録資格者は、別紙「高知大学学術情報リポジトリ登録申請・公開許諾書」を提出することにより、自らが作成したもしくは作成に関わった学術研究成果を登録することができる。登録にあたっては、学術情報基盤図書館（以下、「図書館」という。）が代行することができる。

(登録された学術研究成果の利用)

6. 図書館は、以下の方法によりリポジトリに登録された学術研究成果を運用する。
 - (1) 当該学術研究成果を複製し、リポジトリサーバーに格納する。
 - (2) ネットワークを通じて無償で公開する。
 - (3) 保存及び利用のための複製・媒体変換を行う。

(利用許諾)

7. 学術研究成果の著作権が登録資格者のみに帰属している場合は、登録資格者は6. に掲げた利用を無償で許諾するものとする。

8. 学術研究成果の著作権が登録資格者を含め複数の者に帰属している場合は、登録資格者は、6. に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。

9. 学術研究成果の著作権が登録資格者以外に帰属している場合は、登録資格者は、6. に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。

(著作権)

10. 学術研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(公開の解除)

11. 図書館は、以下の場合には、リポジトリに登録された学術研究成果の公開を解除することができる。

(1) 登録者が、公開の解除を申し出た場合

(2) 盗用または内容が著しく不適切である等の理由により、館長が公開の解除を決定した場合

(その他)

12. 本運用要項に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

(附則)

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する